

# 定額減税説明会

## 本年6月から令和6年度税制改正による定額減税がスタートします

給与の支払者は、本年6月1日以後に従業員に支払う給与の源泉徴収税額から減税額を順次控除していく事務手続きを行うこととなります。

つきましては、下記のとおり定額減税説明会を実施しますので、ご出席いただきますようご案内いたします。

日程

- ① 5月21日 (火)
- ② 5月23日 (木)

時間

午後2時～

場所

加古川市民会館 大会議室  
加古川市加古川町北在家2000

(注1) 予約の必要はありません。

ご都合の良い日にお越しください。

(注2) 3月下旬に税務署から送付されたパンフレットをご持参ください。

(注3) 加古川税務署におきましても、3月下旬から同じ内容の説明会を毎週開催されていますので、国税庁HPからLINEもしくは直接電話でご予約の上、ご出席ください。

(注4) 源泉徴収義務者のうち納付税額が0の方 及び従業員が事業専従者のみの方は当該事務の必要はありません。



お問い合わせ

公益社団法人加古川納税協会

TEL : 079-423-6688